



認定こども園こどもむら
学校法人柿沼学園 栗橋さくら幼稚園

〒349-1121 久喜市伊坂 46
TEL 0480-52-5871

1. 募集対象

- ・ 3歳児 60名（平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ）
- ・ 4歳児 募集なし
- ・ 5歳児 募集なし

2. 入園申込・受付

① 願書配布

平成24年10月15日（月）～

※ 栗橋さくら幼稚園までお越しください。

② 願書受付

平成24年11月1日（木）9:00～12:00

入園願書に必要事項をご記入のうえ、入園申込金 3,000円とともにお申し込みください。

※ 願書提出者が募集人数を超えた場合は、在園児・卒園児のご兄弟、卒園児のお子さんを優先の上、抽選とさせていただきます。

③ 納付金について

費目	金額	備考
入園料	なし	入園申込金 3,000円
施設維持費	10,000円	入園・進級時納入

※ 施設維持費は、後日お振込みにて納入をお願いします。（振込先は入園決定後お知らせいたします。）振込が確認できましたら入園手続きが完了となります。

※ いったん納付した施設維持費は、原則としてお返しいたしません。



3. 保育時間・休園日

保育時間 月～金曜日 9:00～14:30

休園日 土・日・祝祭日、開園記念日（2月10日）、夏・冬・春休み

4. 保育料・諸経費

費目	金額	納付時期	備考
保育料	22,500円	毎月 引き落とし	12ヶ月均等制 プール指導・体操教室・英会話・絵画指導も含む
給食費	1食 370円 ×回数	毎月 引き落とし	月・火・水・金 ※変更になる場合あり 給食の回数によって異なります。
教材費	1,500円	毎月 引き落とし	教材・絵本・学習用具含む
積立金	700円	毎月 引き落とし	行事費・保険等に利用
バス管理費	2,500円	毎月	★バス利用者のみ 12ヶ月均等制 ※ 変更になる場合あり
冷房費	2,000円	8月	毎年8月ごろ納入していただきます
暖房費	3,000円	12月	毎年12月ごろ納入していただきます
施設維持費	10,000円	毎年	入園・進級時納入

※ 本園に入園されますと、国・県・市町村より補助金があります。

※ 就園奨励費の支給があります。くわしくは「12. 就園奨励費について」をご覧ください。

5. お給食・お弁当

お給食は、園内で調理師さんが作ってくださっています。栄養士さんが子どもの成長に必要なメニューをバランスよく考えて、地産地消メニューやバイキングメニューなども取り入れています。毎週木曜日はお弁当の日です。子どもたちは愛情いっぱいの手作りお弁当の日を楽しみにしています。

給食日 月・火・水・金曜日

お弁当 木曜日

※ 平成 25 年度より給食の回数が増える場合があります。



6. 制服・用品

園指定のものを使用させていただきます。

制 服	金 額	備 考
上着	5,950 円	100～130cm
ズボン	3,500 円	100～130cm
スカート	3,850 円	100～130cm
長袖ブラウス（男）	1,600 円	100～130cm
長袖ブラウス（女）	1,600 円	100～130cm
冬帽子（黒）	2,500 円	登降園時に着用します（52～57cm）
ハイソックス（黒）	500 円	※各自で購入されても構いません。
通園カバン	2,650 円	登降園時に使用します
ベスト	3,300 円	※購入は自由です

※ 入園前にご購入いただきます。

※ 夏服は後日注文になります。（半袖ブラウス・袖なしスモック・麦わら帽子）

※ 上履きは、各自ご用意ください

保育用品	金 額	備 考
スモック	1,800 円	100～130cm
長袖体操着	2,900 円	100～130cm
体操着 長ズボン	2,500 円	100～130cm
半袖体操着	2,000 円	100～130cm
ショートパンツ	1,650 円	100～130cm
体操帽子	500 円	
水着のパンツ	1,500 円	スイミング用（100～140cm）
水着のトップス（女の子用）	1,600 円	スイミング用（100～140cm）
水泳帽子	500 円	スイミング用（M・L）
水泳バッグ	700 円	スイミング用

※ お道具箱、名札、粘土、のり・はさみ・自由画帳・クレヨン等の文房具は、原則として全園児同じものを使用させていただきます。（すべて購入の場合、8,000 円程度）ただし、ご家庭に園指定のものと同じものがある場合は使用していただいて結構です。



7. バス便

バス通園をご希望の方は、園バスを利用することができます。

久喜市・加須市といった地域を周ります。なるべく希望の場所まで送り迎えを行っておりますが、場所によってバスでお迎えにいけないこともありますので、バス利用をお考えの方はご相談ください。



8. のびのびくらぶ（延長保育）

通常保育

早朝保育	7:30~8:30	1日 100円
延長保育	14:30~18:30	1日 500円

長期休暇

早朝保育	7:30~8:30	1日 100円
午前保育	8:30~12:00	1日 500円
午後保育	13:00~18:30	1日 500円
1日保育	8:30~18:30	1日 1,000円

※ 長期休暇中でも給食を利用することができます。
(給食代：1食370円 おやつ代はかかりません)

9. 課外教室（希望者）

保育時間後の活動として、専門講師による様々な課外教室があります。

詳細につきましては、幼稚園までお問い合わせください。

スイミング	水 (バスのお迎え有)	埼玉スウィンスイミングスクール 鷲宮
チアダンス・バトン教室	水	フラワーバトンスクール
体操クラブ	火	コスモスポーツクラブ
サッカークラブ	金	コスモスポーツクラブ
英会話教室	金	ブリティッシュカルチャーアカデミー
ニュープレイルーム		学研
ピアノ（鍵盤導入コース）	月～金	カワイ音楽教室
ピアノ（ピアノコース）	月～金	カワイ音楽教室

10. 保護者会

園児の父母にて組織し、幼稚園とは別途、独自に運営されています。

- ① 保護者会費 600円（月額）
- ② 卒園積立金 1,000円（月額・年長組のみ）



11. 保育料等に関する減免規定

次の項目に該当する場合は、園児納付金を減免いたします。

保育料

長期（1か月以上）にわたり休園する場合（やむを得ない理由で登園をすることができない場合に限り）は、休園前月の20日までに休園届を提出したものに限り、翌月（1日から31日）分の保育料を免除する。

※ 保育料は年間割りのため、春休み・夏休み・冬休みは該当しません。

給食費

長期（1か月以上）にわたり休園する場合は、休園前月の20日までに休園届を提出したものに限り、翌月（1日から31日）分の給食費は納入しなくてもよい。

施設維持費

途中入園の場合の施設維持費は次のとおりとする。

10月以降入園 5,000円

※ その他、園長が必要と認めた場合、園長裁量により保育料等を減免することができる。

12. 就園奨励費について

公立、私立幼稚園間の保護者の経費負担是正のため規定により補助金が個人に負担されます。

<久喜市（平成24年度）>

区分	補助対象 経費	補助金限度額（円）				
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）	小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子以降）	小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学1年生～3年生までに兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 226,200円	年額 266,000円	年額 305,000円	年額 247,000円	年額 305,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 196,200円	年額 251,000円	年額 305,000円	年額 224,000円	年額 305,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 112,200円	年額 209,000円	年額 305,000円	年額 161,000円	年額 305,000円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 49,800円	年額 178,000円	年額 305,000円	年額 114,000円	年額 305,000円
⑤	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 8,000円	年額 10,500円	年額 15,500円	年額 10,500円	年額 15,500円
⑥	上記以外の世帯					

※1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算します。

※2 所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とします。

※3 年度の途中で移動があった場合は、就園し、かつ保護者が保育料を支払った期間に応じて減額して補助金の支給をします。

※4 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

<加須市（平成 24 年度）>

区 分		補助金限度額（円）				
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上「就園している場合の次年長者(第2子)」	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	小学校1年生から3年生までの兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子以降)	小学校1年生から3年生までの兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学1年生から3年生までに兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 226,200 円	年額 266,000 円	年額 305,000 円	年額 247,000 円	年額 305,000 円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 196,200 円	年額 251,000 円	年額 305,000 円	年額 224,000 円	年額 305,000 円
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯					
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が61,600円以下の世帯	年額 112,200 円	年額 209,000 円	年額 305,000 円	年額 161,000 円	年額 305,000 円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が107,400円以下の世帯	年額 49,800 円	年額 178,000 円	年額 305,000 円	年額 114,000 円	年額 305,000 円

- ※1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である所得割課税額を合算する。
- ※2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、算式により減額して適用する。
- ※3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- ※4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて所得階層区分を決定する。



【MEMO】

